

広島市安佐北多目的交流広場
命名権取得者公募要項

令和7年5月

広島市

<目 次>

1	公募の趣旨	P 1
2	対象施設	P 1
3	応募資格	P 1
4	公募内容	P 1
5	応募条件等	P 1
6	応募書類の提出等	P 2
7	命名権の導入に伴う名称看板の設置等	P 3
8	選考方法	P 4
9	応募の秘密保持及び選考結果等	P 5
10	契約の締結及び解除	P 5
11	その他	P 5

別紙1 広島市安佐北多目的交流広場の概要

別紙2 指定管理者の主たる事業目的一覧

別紙3 広島市広告掲載要綱

別紙4 広島市広告掲載基準

別紙5 命名権名称看板の設置想定場所等

別紙6 応募書類一覧表

(様式集)

様式1 命名権取得者応募申込書

様式2-1 応募者の概要・法人用

様式2-2 応募者の概要・法人以外用

様式3 役員名簿

様式4 過去の法令違反の状況

様式5 社会貢献及び地域貢献活動の状況等

様式6 質問書

1 公募の趣旨

令和7年10月1日に供用開始を予定している広島市安佐北多目的交流広場の開業後の修繕費等の財源を確保するため、命名権取得者を募集します。

2 対象施設

広島市安佐北多目的交流広場（以下「多目的交流広場」という。施設概要は別紙1のとおり。）

3 応募資格

- (1) 命名権料を支払う能力があること。
- (2) 広島県内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事業所を有すること。
法人以外の者にあつては、応募者又は応募団体の代表者住所地在広島県内にあること。
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。
 - ア 広島市広告掲載基準第2条に規定する規制業種又は事業者該当する者
 - イ 国税、都道府県税又は市町村税[※]の滞納がある者
※ 本社が広島県外にある法人の場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税
 - ウ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件のいずれかに該当していると認められる者
 - エ 指定管理者の主たる事業目的等と競合関係[※]にある者（指定管理者の主たる事業目的一覧は別紙2のとおり）
※ 「競合関係」とは、指定管理者の主たる事業目的等と競合する事業に係る収入が営業収入の5割超を占める場合をいう。

4 公募内容

- (1) 呼称案及びその理由
- (2) 1年当たりの契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）

5 応募条件等

- (1) 呼称等
 - ア 多目的交流広場に対して、企業名、商品（ブランド）名等を含む呼称及びロゴマークを付けることができます。
 - イ 命名権導入時の指定管理者の主たる事業目的等と競合する企業の名称等を呼称として使用することはできません。
 - ウ 呼称には、利用者の利便性等の配慮から、施設の使用目的から逸脱しない呼称としてください。（例：〇〇多目的交流広場）

エ 広島市広告掲載要綱（別紙 3）第 5 条並びに広島市広告掲載基準（別紙 4）第 3 条及び第 4 条で広告掲載を行わないことが規定されている内容に該当する呼称は使用できません。

オ 呼称は、後記 8(1)の選考委員会による命名権取得候補者の選考の後、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

カ 呼称の長さによっては、広島市と命名権取得者で協議の上、略称を定める場合があります。印刷物や標識等に表示する場合において、呼称名に代えて略称を用いることができることとします。

キ 決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

ク 契約期間中の呼称変更は原則認めません。

(2) 呼称使用期間

呼称の使用期間は、多目的交流広場の供用開始（令和 7 年 1 0 月 1 日予定）から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（4 年 6 か月間を予定。）とします。

(3) 命名権料

ア 命名権料は、応募者が提案した契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）とします。ただし、契約希望金額は 1 年につき、1 0 0 万円（消費税及び地方消費税を除く。）を下回ることはできません。

イ 命名権取得者は、契約期間中、各年度の命名権料を前年度の 3 月末までに支払うものとします。ただし、令和 7 年度分については、同年の 9 月 3 0 日（火）までに契約希望金額を月割した金額を支払うものとします。

(4) 優先交渉権の付与

次期契約については、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情を考慮し、命名権取得者と市が協議の上、契約を更新することができるものとします。

6 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時 1 5 分

イ 受付時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着）

エ 提出先 広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（本庁舎 11 階）
電話：082-504-2837 E-mail：chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp

オ 提出書類及び提出部数 別紙 5 のとおり

(2) 質問の受付等

本公募要項に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期限

令和7年5月22日（木）午後5時15分

イ 受付方法

質問書（様式6）により、電子メールにより提出してください。

ウ 回答方法

令和7年5月27日（火）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

当該回答をもって、本公募要項の追加又は修正とみなします。

7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等

- (1) 施設の名称看板の設置（変更）及び維持管理に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (2) 名称看板の設置を想定している場所は別紙6のとおりであり、原則、図に示す範囲内で設置してください。
- (3) 看板設置工事可能期間は契約締結日から令和7年9月末までを予定しています。ただし、工事に当たっては、広島市及び広場の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と事前に協議、調整が必要です。
- (4) 看板の設計、設置場所の検討、決定に当たっては、広島市に協議、確認を受けてください。
- (5) 命名権取得者は、7(2)に基づき名称看板を設置することとした上で、さらに、自己の負担により、広島市に対して新たな名称看板の設置等を提案することができます。
- (6) 敷地外の案内、道路標識等の表示変更は、広島市や関係機関と協議の上、可能なものについて行っていただきます。また、その場合、広島市や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。
- (7) 広島市屋外広告物条例等に基づき、名称看板の大きさ、色彩、設置場所などに一定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。広島市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、申請の手続きを命名権取得者、広島市のいずれが行うときにも、命名権料とは別に、申請手数料相当額を命名権取得者の負担とします。
- (8) 契約期間終了後の原状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (9) 広島市は、命名権による呼称の使用に努めます。ただし、呼称に条例上の名称（広島市安佐北多目的交流広場）を併記する場合があります。
- (10) 呼称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、命名権取得者決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに呼称を表示することはできません。
- (11) 広島市が既に作成しているホームページ等の呼称については、広場の供用開始後に順次

差し替えていく予定です。

8 選考方法

(1) 選考委員会の設置

- ア 命名権取得候補者の選考を行う選考委員会を設置します。
- イ 選考委員会は、提出された応募書類に基づいて命名権取得候補者の選考を行います。
- ウ 選考委員会は、応募者が1者である場合、又は失格その他の理由により1者となった場合においても、当該応募者の応募内容について、審査を行います。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目 (※)		配点
①適格性	・経営状況等 ・社会貢献及び地域貢献活動の状況 ・コンプライアンスに関する状況	30
②名称	・施設の呼称としてのふさわしさ（市民にとって親しみやすいか、浸透しやすいか）	20
③契約希望金額	・各応募者の契約希望金額と、応募者中の最高希望金額との比率により算定する。 [計算式] 契約希望金額／最高契約希望金額×50点（小数第2位を四捨五入）	50
合計		100

※ 契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）が100万円を下回る場合は、0点とします。

※ 評価項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選考の対象外とします。

9 応募の秘密保持及び選考結果等

(1) 応募の秘密保持

- ア 応募者名及び応募内容は、応募受付時から選考終了後においても、非公開とします。ただし、命名権取得予定者については、選考結果の発表においてその一部を公表します。
- イ 応募者は、広島市が命名権取得予定者を公表するまで、選考の公平性を確保するため、応募の事実及び応募内容を公表することはできません。
- ウ 選考委員会の選考内容は、非公開とします。

(2) 命名権取得予定者の発表等

- ア 選考結果は、令和7年6月下旬頃を目途に全ての応募者に通知するとともに、命名権取得予定者との細目の協議が整い次第、公表します。
- イ 公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者氏名、施設の呼称、命名権料、呼称使用期間とします。その他の応募書類の内容や命名権取得予定者に決定しなかった者の応募書類の内容については、公文書開示請求が提出された場合、広島市情報公開条例に基づき取り扱います。

ウ 選考委員会の審査内容及び選考結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

10 契約の締結及び解除

- (1) 命名権取得予定者の公表後、速やかに広島市と命名権取得予定者の間で契約を締結します。
- (2) 命名権取得予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
 - ア 前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。
 - イ 社会的に著しい不祥事を起こしたときや反社会的行為を行ったとき、又は明らかに当該行為を行ったと類推されることにより呼称の使用が困難になったとき。
- (3) 契約を締結した後であっても、契約に違反したとき又は上記(2)ア若しくはイに該当した場合は、契約を解除します。その場合においては、既納の命名権料は返還しません。また、契約解除が行われた場合は、命名権取得予定者が、設置した名称看板を原状に回復し、その費用を負担することとします。

11 その他

- (1) 応募しようとする者は、受付期間内に全ての応募書類を提出してください。なお、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募を辞退する場合は、企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課に連絡の上、速やかにその旨を書面で提出してください。ただし、提出された応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 次の要件に該当した場合は失格とし、選考の対象外とします。
 - ア 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ウ 応募書類が受付期間を経過した後に提出された場合
 - エ 応募日以降において、前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになった場合
 - オ 前記9(1)の応募の秘密保持に関する規定に違反した場合
 - カ その他不正行為があった場合
- (4) 応募者は、応募を行ったことにより、本公募要項の各条件を受諾したものとみなします。